

木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分 の構造方法を定める件

第 1 外壁の構造方法

三 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。

- イ 屋内側にあつては、厚さ 9.5 mm 以上のせっこうボードを張るか、又は厚さ 75 mm 以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ 4 mm 以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは木材を張ったもの

図1：外壁（耐力壁） 準防火20分
平12 第1362号第1号三・イ

